

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成23年6月29日

株主各位

東京都渋谷区東一丁目26番20号
株式会社オールアウト
代表取締役 江幡 哲也

当社は、平成23年6月29日開催の取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議いたしましたので、会社法第240条第2項および第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社オールアウト 平成23年7月発行新株予約権

2. 新株予約権の割当の対象

当社取締役 2名

従業員 12名

3. 新株予約権の総数

1,300個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数の上限は1,000個とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

なお、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

5. 新株予約権の払込金額又は算定方法

新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)における新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の大阪証券取引所ジャスダック市場の終値をもとに算出)とする。なお、新

株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込請求権と割当日において合意相殺する。

以上により、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しないが、ブラック・ショールズ・モデルによる算出される公正価額発行であり、当該者に特に有利な条件による発行にはあたらない。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月15日から平成28年7月14日

8. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他の正当な理由がある場合はこの限りではない。

9. 新株予約権の消滅及び取得事由

- ① 新株予約権者が上記8による新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合およびその他の事由により新株予約権を喪失した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

当社の取締役会の承認を得ることなく、新株予約権を他に譲渡することはできない。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1年未満の場合は切り上げる)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金額を控除した額とする。

12. 新株予約権の割当日

平成23年7月15日

13. 組織再編時における新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

以上